① 申請者の住	〒101−0062
所·事業者名、	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地
電話	株式会社ニチイ学館
	TEL. (03) 5834-5100
② 県内の事業	〒526-0031
所の住所・事	滋賀県長浜市八幡東町48-1 OSビル2階
業所名、電話	株式会社ニチイ学館 長浜支店
木川山、电 品	TEL. 0749-68-2883 / FAX. 0749-64-2887
③指定を受ける	TEE. 0743 00 2000 / TAX. 0743 04 2007
研修事業の名称	│ │ 介護職員初任者研修 (通信)
④研修課程およ	介護職員初任者研修課程
び学習方法	· <u>通学方法</u>
	○通信方法 ○対象地域:通学可能な地域)
⑤ 開講の目的	滋賀県介護員養成研修事業実施要綱に基づき、今後多様化する介護
	のニーズが益々増加すると考えられる為、介護に携わるものが求め
	られる専門的な基本姿勢、基本的な知識・技術を習得することを目
	的とする。
⑥ 指令年月日	令和 7年 7月 9日
等(記入は通知後)	滋賀県指令医福 第 108 号
⑦ 受講対象者	受講対象者は介護に従事することを希望する者であり、16歳以上の
	文語が家省はが設に促事することで布呈する省であり、10 歳以上の 演習を含む全ての課程を受講・遂行することが可能な者とする。(た
	横首を音む生での除性を文語を行することが可能な者とする。(た だし、母性保護のため、妊娠している者は除く)
8 定 員	
	15 名 (長浜) 19 名 (彦根)
⑨ 募集・研修	長浜教室
期間	(募集) 令和 7年 9月 25日 ~ 令和 7年 11月 26日
	(研修)令和 7 年 11 月 27 日 ~ 令和 8 年 3 月 26 日
	彦根教室
	(募集) 令和 7 年 8 月 29 日 ~ 令和 7 年 11 月 23 日
	(研修) 令和 7 年 11 月 24 日 ~ 令和 8 年 3 月 30 日
	※研修期間の初日は開校式の日を言う。
100 研修カリキ	カリキュラム日程表(様式第4号-1)
ュラム	研修区分表 (様式第4号-2) を参照
① 研修会場の	(申込場所)
名称、住所	T 526-0031
• 講義	滋賀県長浜市八幡東町 48-1 OS ビル 2F
HT 4%	株式会社ニチイ学館 長浜支店
▶演習	(講義・演習会場)
(六日	(時報)
	○民族教主
	○
	○彦依教皇 滋賀県彦根市小泉町 300-9 サンロードビル 2 号館 3 階 302 号室
② 実習施設の	1. 実施する(実習施設利用計画書(様式第6号参照)
巡 美音施設の 名称等	1. 美施9 る (美音施設利用計画書 (様式第 0 号参照) 2. 実施しない
13 使用教材お	研修に使用する教材は次のとおりとする。
よび通信添削	ニチイ学館オリジナルテキスト 4版
課題(出版社	通信添削課題
と名称等)	テキストと同じ (1) 水井 ちゅう ファット ファック 東京 原 ナ
14 受講手続き	(1) 当社指定の申込用紙または Web の申込フォームに必要事項を
および本人確	記入・入力し、郵送・Web 手続きにより申し込む。但し、定
認の方法(選	員に達した場合は受付終了とする。
考方法含む)	(2) 当社は申込内容を確認後、受講料等支払いの為の書類を受講
	申込者宛に送付する。
	(3) 受講申込者は受講料等支払いのための書類到着後、指定の期
	日までに受講料等を納入する。
	(4) 当社は受講料納入確認後、教材を受講申込者に発送する。こ
	れをもって受講申込手続き完了とする。
	(5) 受講にあたって本人確認を研修初日に行うのでコピーを持参
	する事。住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、運転免許証、健康保
	険証、住民基本台帳カード、在留カード、パスポート、年金

(3)		手帳、国家資格等の免許証または登録証。
スト代含む)) 支払い方法:申込時に本人が支払い方法を選択する。(下記の内容を変払い方法・方法で関係。 (資料料制度的) 「解約条件 (カーリング オフ) 「クーリング オフ) 「クーリング オフ) 「クーリング オフ) 「の 解約条件 (カーリング オフ) 「クーリング オフ) 「クーリング オフ) 「クーリング オフ) 「の 解約条件 (カーリング オフ) 「クーリング オフ) 「の 解約条件 (カーリング オフ) 「の 解約条件 (カーリング オフ) 「の 解約条件 (カーリング オフ) 「クーリング オフ) 「の 所に 受請 キー受請料金配の運送を行う。 (第約清算については、次のとおりとする。 (1) 教材 受領後 8 日以内の解約申出であれば「クーリングオフ」を適用し、受請料金配の運送を行う。 (2) クーリングオフ期間を経過したおとに受講契の経過を有事の 日までに解約の申出があった場合、教材の返送を確認後、事務手数料15.000 円 (税込) を除いた受講料の返送を行う。 定理 手 (1) を持 (1) を		
支払い方法 (受講科制制論社) 「個解約条件 (クーリング オフ) 「別解約条件 (クーリング オフ) 「別教材受領後8日以内の解約中出であれば「クーリングオフ」を適 用し、受講生へ受講料の返送を括記、「クーリングオフ」を適 用し、受講生へ受講料の返送を行う。 (2) クーリング 期間のよびできる。 (1) 教材受領後8日以内の解約中出であれば「クーリングオフ」を適 用し、受講生へ受講料の返送を行う。 (2) クーリングオフリ期間を返還は行わない。ただと、初回通・音日をいた場合。教育自由までに解約の申出があった場合、教材の返送を確認後、事務手数 料15.000円(税込)を除いた受講料の返還を行う。 「別研修履修期間は、受講開始日よりまか可以内とする。ただし、やまったといで解約中間と認められた場合、教力とする。ことができる。 (3) 欠席・遅刻 研修開間に受講生証の提示により出欠確認を行う。遅刻・早退は を得ない理由と認められた場合を対し内まで延長する。 (3) な原本と要講取消の取扱基準 準値の方法と合格基準 (1) 学習態度が書しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者(3)他の受諸者の学習を著しくさまたげる者(4)その他、業者が不適当とみなした者をが不適当とみなした者を修了の活法と合格基準 (2) 学習態度が書しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者(4)その他、業者が不適当とみなした者、ままで有る事情を表別のの対した。 (3) 研修修了の認定が書して悪くカリモニカーを修了者と認定が書している。 (4) 第第の店館の法との情報公開の方法は、デアル等) (5) 研修第の個人情報の取扱 (1) 学習態度が著してものとみなす。 地位の「大きによりが、またしたのに使します。 第個方法との特別は内で事業者が指定したものとみなす。 当社のバンフレット、ホームページへの掲載、新聞広告への掲載 とする。 当社のバンフレット、ホームページへの掲載、新聞広告への掲載 とで表得ない事情で事業者が指定したものとみなす。 地位の「大きにより出すといるでは、 は、一方ととが、の情報、新聞広告への掲載 は、研修期間内で事業者は上に出席したものとみなす。 地位の「大きにより知りえた受情的となまなす。 は、一方ととが、の掲載、新聞広告への掲載 は、一方とといるの掲載、新聞広告への掲載 は、一方とといるの掲載、本間広告への掲載 は、一方とといるの掲載、本間広告への掲載 は、一方とといるの掲載、本間広告への掲載 は、一方とといるの掲載、本間広告への掲載 は、表記の「大きにより知りまた受情的に使用。 は、表記の「大きにより知りまたの掲載 は、またはの、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	⑤ 研修参加費	<u></u> 研修参加費用は次のとおりとする。一括払 88,000円(税込(テキ
を選択) ※郵便局または、コンピニでの現金支払い ※グクレジットカードでの支払い (ターリング オフ) (別解約条件 (クーリング オフ) (アーリング (アーリング オフ) (アーリング (アーリング オア) (アーリング (アーリング オア) (アーリングオア) (アーリングカア) (アーリングオア) (アーリングカア) (アーリングオア) (アーリングーの) (アーリングオア) (アーリングーの) (アーリングーの) (アーリングーン (アールとででの人ででの人ででの人ででの人でででででででででででででででででででででで		
※クレジットカードでの支払い の	支払い方法	を選択)
(明 解約条件 (クーリング オフ)	(受講料補助制度含む)	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		受講申込み手続き完了後の解約については、研修期間の標準受講期
(1) 教材受領後8 日以内の解約申出であれば「クーリングオフ」を適用し、受講生へ受講料全額の返還を行う。 (2) クーリングオフ期間を経過したあとに受講契約を解除する場合、原則として受講料の返還は行わない。ただし、初回通学日の前日までに解約の申出があった場合、教材の返送を確認後、事務手数料15,000 円 (税込) を除いた受講料の返還を行う。 (3) ケ席・遅刻 で帰極を期間は、受講開始日より8か月以内とする。ただし、やむることができる。 (4) ケ席・遅刻 中退退 認められた場合は、最大1年6か月以内まで延長することができる。 (5) ケ席・遅刻 中望返講 変荷ない理由と認められた場合は、最大1年6か月以内まで延長することができる。 (5) 研修修育の 設定方法、価方法と合格 選準 ・		
(2) クーリングオフ期間を経過したあとに受講契約を解除する場合、原則として受講料の返還は行わない。ただし、初回通学日の前日までに解約の申出があった場合、教材の返送を確認後、事務手数料15,000円(税込)を除いた受講料の返還を行う。 (3) 欠席・遅刻・早退・受講 関連のといて受講生証の提示により出欠確認を行う。遅刻・早退はを得ない理由と認められた場合は、最大1年6か月以内まで延長することができる。 (3) 欠席・遅刻・早退・受講 取消の取扱基準 の		(1) 教材受領後8日以内の解約申出であれば「クーリングオフ」を適
田までに解約の申出があった場合、教材の返送を確認後、事務手数料15,000円(税込)を除いた受講料の返還を行う。ただし、やむを得ない理由と認められた場合は、最大1年6か月以内まで延長することができる。 ③ 欠席・遅刻・早退・受講取消の取扱基準 ③ 研修解的前に受講生証の提示により出欠確認を行う。遅刻・早退は認めておりません。受講取消:(1)学習意欲が著しく欠け、修了の見込みはないと認められる者(2)学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者(3)他の受講者の学習を著しくさまたげる者(4)その他、素者が不適当とみなした者 ② で表法、「できる者を発力を発展した。 ③ 研修修了の認定方法、すべての添削課題の合格ラインへの到達、スクーリング全日程を受講し、修了組制定に合格された方を修了者と認め、修了証明書を交付致します。 評価方法と合格基準:様式第11号参照 ② 他補護の方法および補講料 ② 作報公開の方法である。 ② 事業の成期の法(表しず)が以第)を降いパンフレット、ホームページへの掲載、新聞広告への掲載とする。 ② 事業者が駆動た事情において研修を欠席した場合は、研修期間内で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修加間内で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修加間内で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修を関の情報の方法と合格基準:様式第11号参照 ○ (1) 当事業者は同様では、「本ームページへの掲載、新聞広告への掲載とする。 ② 受講者の個人情報の取扱 は、「特報保護規程作成の有無(「有)無) (2) 受講者の個人情報をみだりに他人に知らといては、講義をの個人情報をみだりに他人に知らさいように受講者がらの著約書の提出を求める。なお、修了者も関係の著句とした場合は講師が対応する。 ② 受講中の事故等についての対応を発生した場合は講師が対応する。とともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。 ③ (2) 受講中の事故等に対応する。 ③ (3) 研修事業所の担当者に連絡し対応する。 ③ 関係職が対応する。 ② 受講中の事故等についての対応を表述される。 ③ 関係職が対応するとともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。 ② 受講中の事故等には、「表に行理)表示は、「表に行理)を表に、「表に、「表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表		
# 15,000円(税込)を除いた受講料の返還を行う。 「御修履修期間は、受講開始日より8か月以内とする。ただし、やむることができる。 「御修育期間は、受講開始日より8か月以内とする。ただし、やむることができる。 「御修育の取扱基準 「御修育的前に受講主証の提示により出欠確認を行う。遅刻・早退は 「認定方法、評価方法と合格 「表準 「本達」と一次では「おきないできる」 「御修修写の認定方法、評価方法と合格 「表準 」を担定を得するでは、「おきないできる。 「御修修写の認定方法、評価方法と合格 「表準 」を自程を受講し、修了判定に合格された方を修了者と認め、修了が計算、よび補講料 」とするでは、「おり当該料目に出席したものとみなす。補講科は無料とする。 「御房事の財活」には、「おり当該料目に出席したものとみなす。補請料は無料とする。 「御房事の財務」には、「おり当該料目に出席したものとみなす。補請料は無料とする。 「御房事の職人情報の取扱 「おり当該料目に出席したものとみなす。補請料は無料とする。 「知のパンフレット、ホームページへの掲載、新聞広告への掲載 「おけらご/www.e-nichii.net/index.html 「おりまりに使用しない。 「の養護科は、「おりまりに使用することがないように受講者は「大田知らとの書料とする。 「の養護科は、「おりまりに使用することがないように受講者についての対応 「とするといまたは、講覧で知りえた個人情報をみだりに他人に知らもて、表述自的に使用しない。 「の要講者については、講義で知りえた個人情報をみだりに他人に知ららの書料書の管理する修了者と薄に見いておよいように受講者については、講覧で知りえた個人情報をみだりに他人に知ららいで著書、「本での書料書の管理するをは講師が対応する。ともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。 「の要請者とで職長の管理するを修了権力に対応する。ともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。 「の要請者においておよいである。 「表述を社ニチイ学館長派支店 一(支店長) 「表述を社ニチイ学館長派支店 一(支店長) 「正し、0749-68-2883 「事業】 株式会社ニチイ学館長派支店 一(表述年) 「正し、0749-68-2883 「事業】 株式会社ニチイ学館長派支店 (表述年) 「正し、0749-68-2883 「事業】 株式会社ニチイ学館長派支店。		
(®) 欠席・遅刻 ・早退・受講 取消の取扱基 準 (③) 研修解的に受講生証の提示により出欠確認を行う。遅刻・早退は 認めておりません。 受講取消: (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みはないと認められる者(2)学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまた げる者(3)他の受講者の学習を著しくさまたげる者(4)その他、事業者が不適当とみなした者 (②) 研修修了の 認定方法: すべての添削課題の合格ラインへの到達、スクーリング全日程を受講し、修了判定に合格された方を修了者と認め、修了和定行会者(3)地の受講者の学習を著しくさまたげる者(4)その他、事業者が不適当とみなした者 (③) 神講の方法と合格 基準 (②) 神調の方法と合格 基準 (②) 神調の方法と合格基準: 様式第11号参照 (②) やむを得ない事情で事業者が認めたものとみなす。補講料は無料とする。 (②) 学調を値報の方法 (②) 情報公開の方法 (②) 情報の個人情報の限扱 (1) 当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講者の個人情報の限扱 (1) 当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人に使用してい、(2) 受講者の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することがないように受講者からの誓約書の管理する修了者名簿に記載される。 (②) 受講中の事		料 15,000円(税込)を除いた受講料の返還を行う。
②正とができる。 ③ 欠席・遅刻 取消の取扱基 準 ② 研修解的前に受講生証の提示により出欠確認を行う。遅刻・早退は 認めておりません。 受講取消:(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みはないと認め られる者(2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまた げる者(3)他の受講者の学習を著しくさまたげる者(4)その他、事 業者が不適当とみなした者 ③ 研修修了の 認定方法と格 基準 ② 補請の方法お よび補講料		
・早退・受講 取消の取扱基		ることができる。
取消の取扱基準	_	
(3) 他の受講者の学習を著しくさまたげる者(4)その他、事業者が不適当とみなした者 (3) 研修修了の認定方法、評価方法と合格基準 (3) を介養した者 (4) を行動に表した者 (5) を行動に表した者 (5) を行動に表した者 (6) を行動に表した。 (6) を行動に表した。 (6) を行動に表した。 (7) を行動に表した。 (7) を行動に表した。 (8) を得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内で事業者が記めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内で事業者が記めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内で事業者が記めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内で事業者が記めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内で事業者が記めた事情において研修を欠席した場合は、出席したものとみなす。補講料は無料とする。 (6) 等報の財政 (7) 当該科目に出席したものとみなす。補講料は無料とする。 (7) 当本業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。 (5) 受講者の個人に知らせ、又は不当な目的に使用しることがないように受講者からの誓約書の提出を求める。なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。 (5) 受講の事故等の提出を求める。なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。 (6) で著様に表し対応するとともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応するとともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。ともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。ともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。 (6) 課籍販売性名と役職 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) (7) 1749-68-2883 (日本 (7) 18年代理)	取消の取扱基	受講取消:(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みはないと認め
(事) 研修修了の認定方法:すべての添削課題の合格ラインへの到達、スクーリング全日程を受講し、修了判定に合格された方を修了者と認め、修了証明書を交付致します。	準 	
認定方法、評価方法と合格		業者が不適当とみなした者
基準 評価方法と合格基準:様式第11号参照 ②補講の方法および補講料 やむを得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内で事業者が指定した日程での補講(振替受講)を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。補講料は無料とする。 当社のパンフレット、ホームページへの掲載、新聞広告への掲載 https://www.e-nichii.net/index.html の法体がプバル等 の表は体がプバル等 の表は体がプバル等 の表は体がプバル等 の表は体がプバル等 の表は体がプバル等 の表は体がプバル等 の表は体がプバル等 の表は体がである。 の表は体がである。 の表は体がである。 の表は体がである。 の表は表がないように受講者のの担いを表がないように受講者からの誓約書の提出を求める。 の表が表をした、表が表をした、表が表に記載される。 の表が表をした場合は講師が対応するとともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。 の表に記載される。 の表に記載される。 の表に記載される。 本式会社ニチイ学館 表に連絡し対応する。 本式会社ニチイ学館 表に連絡し対応する。 本式会社ニチイ学館 表に支店 谷藤 純一(支店長) 本式会社ニチイ学館 表に支店 谷藤 純一(支店長) 本式会社ニチイ学館 表に支店 〇本 〇本 〇本 〇本 〇本 〇本 〇本 〇	•	
②補講の方法および補講料 やむを得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内で事業者が指定した日程での補講(振替受講)を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。補講料は無料とする。 当社のパンフレット、ホームページへの掲載、新聞広告への掲載		
受けることにより当該科目に出席したものとみなす。補講料は無料とする。 ② 募集の広報の方法 ② 情報公開の方法(テンプドル等) ③ 受講者の個人情報保護規程作成の有無(有)・無) (1) 当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。 (2) 受講者については、講義で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。 (2) 受講者については、講義で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。 (2) 受講者については、講義で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、文は不当な目的に使用しるがないように受講者からの誓約書の提出を求める。なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。 ② 受講中の事故等についての対応 は、	②補講の方法お	やむを得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場
②	よび補講料	
②情報公開の 方法体が・ヴァドレ等) ②受講者の個人 情報の取扱 個人情報保護規程作成の有無(有)・無) (1) 当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。 (2) 受講者については、講義で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することがないように受講者からの誓約書の提出を求める。なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。 ②受講中の事故等についての対応 「1) 講義中に事故が発生した場合は講師が対応するとともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。 ②研修責任者と役職 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) 「下EL. 0749-68-2883 【事業者】株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) 下EL. 0749-68-2883 【事業所】株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) 下EL. 0749-68-2883	@##a##a##	とする。
②受講者の個人 情報の取扱		
情報の取扱 (1) 当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。 (2) 受講者については、講義で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することがないように受講者からの誓約書の提出を求める。なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。 (3) 受講中の事故等についての対応 (1) 講義中に事故が発生した場合は講師が対応するとともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。 (3) 研修責任者名と役職 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) 75年長、77年の 15年間 15年間 15年間 15年間 15年間 15年間 15年間 15年間		(F) (E 起 12 = 12 = 12 = 12 = 12 = 12 = 12 = 12
に使用しない。 (2) 受講者については、講義で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することがないように受講者からの誓約書の提出を求める。なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。 ② 受講中の事故等についての対応 講義中に事故が発生した場合は講師が対応するとともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。 ③ 研修責任者8と役職 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) 715L. 0749-68-2883 ② 苦情相談担当者名、役職および連絡先 【事業者】株式会社ニチイ学館 大財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理) 大財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理) 15L. 0749-68-2883		
(2) 受講者については、講義で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することがないように受講者からの誓約書の提出を求める。なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。 ② 受講中の事故等についての対応 (1) 講義中に事故が発生した場合は講師が対応するとともに、講師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。 ② 研修責任者と役職 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) で開報開示責任者名、役職および連絡先 (1) 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) 下EL. 0749-68-2883 ② 苦情相談担当者名、役職および連絡先 (1) 本式会社ニチイ学館 大財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理) 下EL. 0749-68-2883		
講者からの誓約書の提出を求める。 なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。 ②受講中の事 故等についての対応 のが修事業所の担当者に連絡し対応する。 ②研修責任者名と役職 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) ②施課程編成責任者名と役職 株式会社ニチイ学館 人財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理) の情報開示責任者名、役職および連絡先 TEL. 0749-68-2883 ②審情相談担当 者名、役職および連絡先 【事業者】株式会社ニチイ学館 人財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理) TEL: 03-5834-5100 【事業所】株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) TEL: 0749-68-2883		(2) 受講者については、講義で知りえた個人情報をみだりに他人
なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。 ②受講中の事故等についての対応		
世界についての対応 師が研修事業所の担当者に連絡し対応する。 ② 研修責任者と役職 株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) ② 課程編成責任者名と役職 株式会社ニチイ学館 人財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理) ②情報開示責任者名、 機式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) TEL. 0749-68-2883 ② 苦情相談担当	② 平井 ~ 声	なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。
 (金) 課程編成責任者名と役職 株式会社ニチイ学館 人財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理) (②情報開示責任者名、 役職および連絡先 TEL. 0749-68-2883 (②) 苦情相談担当 者名、役職および連絡先 人財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理) TEL: 03-5834-5100 TEL: 0749-68-2883 (本書所)株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) TEL 0749-68-2883 		
人財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理)②情報開示責任者名、 役職および連絡先株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) TEL. 0749-68-2883② 苦情相談担当 者名、役職および連絡先人財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理) TEL: 03-5834-5100【事業所】株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) TEL 0749-68-2883	②5 研修責任者名と役職	株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長)
①情報開示責任者名、 役職および連絡先株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) TEL. 0749-68-2883② 苦情相談担当 者名、役職お よび連絡先【事業者】株式会社ニチイ学館 人財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理) TEL: 03-5834-5100【事業所】株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) TEL 0749-68-2883	②6 課程編成責任者名と役職	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
®苦情相談担当 者名、役職および連絡先【事業者】株式会社ニチイ学館 人財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理) TEL:03-5834-5100【事業所】株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) TEL 0749-68-2883	=	株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長)
者名、役職お よび連絡先 【事業所】株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一(支店長) TEL 0749-68-2883		
【事業所】株式会社ニチイ学館 長浜支店 谷藤 純一 (支店長) TEL 0749-68-2883	者名、役職お	人財開発事業部 教育指導部 上杉 順子(部長代理)
TEL 0749-68-2883	よひ埋絡先 	
Vey ず未がい Vin Pit Hat 1		
⑩その他研修に関する事項 当校で駐車場は設けておりません。車で来られる方は、各自確保する。	②① 重要託●Ⅲ枚担示者	